

1. 令和3年度 エイジフレンドリー補助金について

令和3年6月11日より厚生労働省は、「令和3年度エイジフレンドリー補助金」の申請受付をスタートしています。この補助金の目的は、高齢者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による職場環境の改善等の安全衛生対策の実施に対して行うものです。令和2年度に創設されたもので、まだまだ聞き慣れない補助金かもしれません。

社会福祉施設、医療保険業、旅館業、飲食店等の接客サービス業等では、高齢者が就労する際に利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、設備や作業の改善も重要となります。

【支給対象となる事業者】は、(1)高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用していること、(2)業種は、小売業、サービス業、卸売業、その他の業種であること(労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。)、(3)労働保険に加入していることが必要です(※そのほか支給決定に当たって審査があります。)

【補助対象となる職場環境の改善対策】は、働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とし、①身体機能の低下を補う設備・装置の導入、②働く高齢者の健康や体力の状況の把握等、③高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育、④その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策が該当します。

【補助金額】は、上限額は100万円(消費税込)、補助率2分の1で、費用の一部を補助するものです。締切は令和3年10月末までとなっておりますが、予算の関係上、締切より早く締め切られることがあります。該当する方におかれましては、お早目の検討をお勧めします。



2. 健康保険法が来年改正されます ～令和4年版改正事項～

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に公布されました。これにより来年改正される健康保険法の主な事項を3点ご紹介します。

1つ目は、『傷病手当金の支給期間の通算化(R4.1.1 施行)』です。傷病手当金は、業務外の事由による病気やケガの療養のために休業するときで、一定の要件に該当した場合に支給されるもので、支給期間は、支給が開始された日から最長1年6カ月です。今回の改正で、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるように、支給期間の通算化が行われます(支給を始めた日から通算して1年6カ月支給)。がん治療などで入退院を繰り返すなど、長期間にわたり療養のための休暇をとりながら働くケースなどがあることから、改正になりました。2つ目は『任意継続被保険者制度の見直し(R4.1.1 施行)』。任意継続被保険者制度は、健康保険の被保険者が、退職した後も選択によって引き続き最大2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者になることができる制度です。改正により任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失が可能となるというものです。3つ目は『育児休業中の保険料の免除要件の見直し(R4.10.1 施行)』。育児休業中の社会保険の保険料免除は、現在、月の末日時点で育児休業をしている場合に、当該月の保険料(賞与保険料含む)が免除される仕組みです。そのため例えば、月中に2週間の育児を取得したとしても、休業期間に月の末日を含まなければ免除の対象にはなりません。今回の改正は、短期の育児休業の取得に対応して、育児休業期間に月末を含まない場合でも、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1カ月を超える育児休業を取得している場合に限り免除の対象とするというものとなります。ご不明点等ございましたら、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

3. 夏季休暇のご案内 (8/13~16)

上記の通り、お休みをいただきます。何卒、ご承知おきください。

● 編集後記 ●

緊急事態宣言が続く中、オリンピックは茹でた枝豆片手に自宅観戦で盛り上がっています。今までのアスリートの頑張りを応援したいです。(秋山)

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部メンバー): 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡